

空知地域づくり連携会議及び道央地域づくり連携会議・合同会議設置規約

(名称)

第1条 空知総合振興局所管区域に設置する会議の名称は、空知地域づくり連携会議（以下「連携会議」という。）とし、道央連携地域に設置する会議の名称は、道央地域づくり連携会議・合同会議（以下「合同会議」という。）とする。

(目的)

第2条 連携会議及び合同会議は、北海道総合開発計画及び北海道総合計画の見直しに伴い、地域の多様な主体と意見交換を行い、地域づくりの方向を検討、共有し、連携・協働の取組を推進することを目的とする。

(議題)

第3条 連携会議及び合同会議の議題は、次のとおりとする。なお、合同会議においては、連携会議の検討を踏まえた広域的な観点からの検討や全体調整等を行う。

- (1) 地域の直面する課題に関する事
- (2) 地域づくりの方向及び地域づくりの推進に関する事
- (3) 社会資本整備における重点化に関する事
- (4) その他、地域づくりのために必要な事項に関する事

(構成員等)

第4条 連携会議の構成員は、別表1のとおりとし、必要に応じ有識者、地域経済界、民間事業者、協同組合、金融機関、NPO等、地域を支える多様な主体を参画させることができるものとする。

2 合同会議の構成員は、別表2のとおりとし、連携会議の他の構成員や有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。

3 連携会議には、次に掲げるブロック会議を置く。

- (1) 北空知ブロック会議
- (2) 中空知ブロック会議
- (3) 南空知ブロック会議

4 ブロック会議の構成員は、別表3のとおりとし、有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。

(幹事会)

第5条 連携会議及び合同会議に幹事会を置き、必要に応じて開催する。

2 幹事会の構成は、別表4のとおりとする。

(事務局)

第6条 連携会議、合同会議及びブロック会議にそれぞれ事務局を置く。

2 連携会議及びブロック会議の事務局の庶務は、札幌開発建設部及び空知総合振興局が共同で処理する。

3 合同会議の事務局は、関係する開発建設部及び総合振興局・振興局（以下「総合振興局等」という）の協議により、担当する開発建設部及び総合振興局等を決定し、共同で庶務を処理する。

（会議の招集）

第7条 会議は、事務局が招集する。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、第2条の目的を達成するため必要な事項は、連携会議に諮り別に定める。なお、複数の総合振興局等に跨る広域的な連携が必要な場合等は、関係する連携会議の合同会議に諮るものとする。

附 則	この規約は、平成14年	1月31日から施行する。
附 則	この規約は、平成18年	5月15日から施行する。
附 則	この規約は、平成20年	6月30日から施行する。
附 則	この規約は、平成20年	7月 4日から施行する。
附 則	この規約は、平成22年	7月 6日から施行する。
附 則	この規約は、平成28年	6月 2日から施行する。
附 則	この規約は、令和 6年	6月29日から施行する。

別表 1

夕張市長
岩見沢市長
美唄市長
芦別市長
赤平市長
三笠市長
滝川市長
砂川市長
歌志内市長
深川市長
南幌町長
奈井江町長
上砂川町長
由仁町長
長沼町長
栗山町長
月形町長
浦臼町長
新十津川町長
妹背牛町長
秩父別町長
雨竜町長
北竜町長
沼田町長
札幌開発建設部長
空知総合振興局長

別表 2

札幌市長
岩見沢市長
石狩市長
寿都町長
室蘭市長
苫小牧市長
新冠町長
札幌開発建設部長
小樽開発建設部長
室蘭開発建設部長
空知総合振興局長
石狩振興局長
後志総合振興局長
胆振総合振興局長
日高振興局長

別表 3

【北空知ブロック】
深川市長
妹背牛町長
秩父別町長
北竜町長
沼田町長
札幌開発建設部長
空知総合振興局長
【中空知ブロック】
芦別市長
赤平市長
滝川市長
砂川市長
歌志内市長
奈井江町長
上砂川町長
浦臼町長
新十津川町長
雨竜町長
札幌開発建設部長
空知総合振興局長
【南空知ブロック】
夕張市長
岩見沢市長
美唄市長
三笠市長
南幌町長
由仁町長
長沼町長
栗山町長
月形町長
札幌開発建設部長
空知総合振興局長

別表 4

市町村	企画担当課長等
札幌開発建設部	地域連携課長
空知総合振興局	地域創生部地域政策課長